

# 小豆地域特別支援学校整備基本計画 【概要版】

平成30年12月  
香川県教育委員会事務局  
特別支援教育課



# 1 学校設置の基本方針

## (1) 設置方針決定までの経緯

時 期	内 容
平成 27 年 8 月～	小豆地域への特別支援学校設立に関する意見書や要望書が知事、教育長へ出される
平成 28 年 5 月～	小豆地域における特別支援教育のあり方検討委員会
11 月	小豆地域におけるあり方検討委員会 報告書とりまとめ ・障害のある児童生徒の学びの場の一つとして、小豆地域への特別支援学校の設置について検討を進める必要がある。
平成 29 年 5 月～	県教委事務局内にワーキンググループを設置し、新たに設置する特別支援学校の設置方針を検討
8 月～	特別支援学校設置方針案を示し、土庄町・小豆島町教育委員会、小豆郡手をつなぐ育成会、関係保護者から意見聴取
12 月	土庄町・小豆島町の両町に設置場所の意見照会～ 回答
12 月 25 日	県教育委員会において、設置方針を決定

## (2) 設置方針

### ① 基本方針

小豆地域における特別支援教育の充実を図るため、多様な学びの場の一つとして、特別支援学校を設置する。

### ② 対象児童生徒

知的障害者（肢体不自由や病弱等と重複している者を含む。以下同じ。）である児童又は生徒で、知的障害の程度が学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に規定する者とする。

### ③ 設置形態

小学部・中学部を置く。ただし、障害の状態が重度重複で島外に通学することが難しい高等部相当の生徒については、柔軟な対応をする。

### ④ 教育の内容

知的障害者である児童又は生徒に対して、各教科等を合わせた指導や自立活動を主とした指導などを行う。

### ⑤ 設置場所

以下の内容を望ましい立地条件とし、小豆島町立池田小学校の敷地内又はその周辺を設置予定地とする。

- 小学校・中学校との日常的、継続的な交流及び共同学習を行うため、小・中学校の敷地内又はその近隣地であること
- 体調の管理や急変への対応がしやすいように病院の近くであること
- 土砂災害や津波被害などの災害時において安全性が確保されていること
- 地域内において通学がしやすい場所であること
- 県有地や無償提供された町有地などが活用できること

⑥ 施設・設備

教室の他、自立活動室、作業学習室、生活訓練室、職員室、保健室などを整備する。

⑦ 通学

一般的な車いすにも対応したスクールバスを運行する。

通学が可能な場所に設置するため、寄宿舍は設けない。

⑧ 給食

地元の協力を得て、給食センターからの配送方式を検討する。

(3) 児童生徒数及び教職員数

○ 児童生徒数（見込）

部	見込数（ ）内は重複障害児童生徒数	学級数
小学部	13名（7）	6
中学部	6名（2）	3
合計	19名（9）	9

○ 教職員数（見込）

30～35名程度

※ 平成30年度の小豆郡内の学校教育法施行令第22条の3相当と考えられる児童生徒数及び学級数をもとに、想定される児童生徒数及び教職員数を推計した。

(4) 基本理念

○ 子ども一人一人が、自分らしくのびのびと学べる学校づくり

子どもが自分の良いところや可能性に気づき自ら学ぼうとする主体的な行動を促す学習や、小豆島の豊かな自然や環境を生かした活動ができる学習環境を整える。

○ 地域にしっかりと根ざし、地域とともに子どもを育てる学校づくり

子どもたちを地域全体でしっかりと育てようという小豆島の良さを生かし、地域社会の人たちとのふれあいや隣接する小学校等との日常的・継続的な交流及び共同学習を大切に、社会性や豊かな人間性を育む。

○ 専門性を発揮し、小豆島の特別支援教育の拠点となる学校づくり

小豆島に初めて設置される特別支援学校として、障害のある子どもや保護者、学校等への支援にあたり、関係機関と連携しながら特別支援教育の推進を担う。

(5) 教育方針等

次の各項目を案とし、教育委員会事務局に設置したワーキンググループや特別支援学校長会、小豆郡内の教育関係者等で協議し、さらに検討を重ねる。

○ 教育方針

子ども一人一人の願いや思いを大切に、心身の状態や特性に応じた教育を行い、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」の育成を図る。

○ 教育目標

- ・ 基本的な生活習慣を身に付け、健やかな体と豊かな心をつくる。

- ・ 社会生活や将来の職業生活に必要な知識や技能を身に付け、主体的に生活しようとする態度を育てる。
- ・ 集団生活への参加に必要な力を養い、様々な自然体験や社会体験を通して、好ましい人間関係や社会性を育てる。

○ 教育課程

知的障害者である児童生徒に対する教育を行うとともに、重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行う。

<小学部>

- ・ 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別の教科道徳、特別活動、自立活動  
\*必要に応じて外国語活動

<中学部>

- ・ 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 \*必要に応じて外国語

<共通>

- ・ 指導の形態として、各教科等を合わせた指導である「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を適宜行う。

○ 日課

学校教育法施行規則に定められた各学年の標準授業時数に基づき、教育を行う。

<授業日>

- ・ 月曜日～金曜日 6時間/日を基本とする。
- ・ 日課については、スクールバスの運行とあわせて検討する。  
(案) 始業 9:00頃 終業 15:30頃

○ 主な学校行事

- ・ 入学式、卒業式、始業式、終業式
- ・ 修学旅行、宿泊学習
- ・ 運動会、学校祭
- ・ 地域交流会等

※ 小豆島町立池田小学校や県内の特別支援学校との合同開催を検討する行事を含む。

(6) 管理運営方針

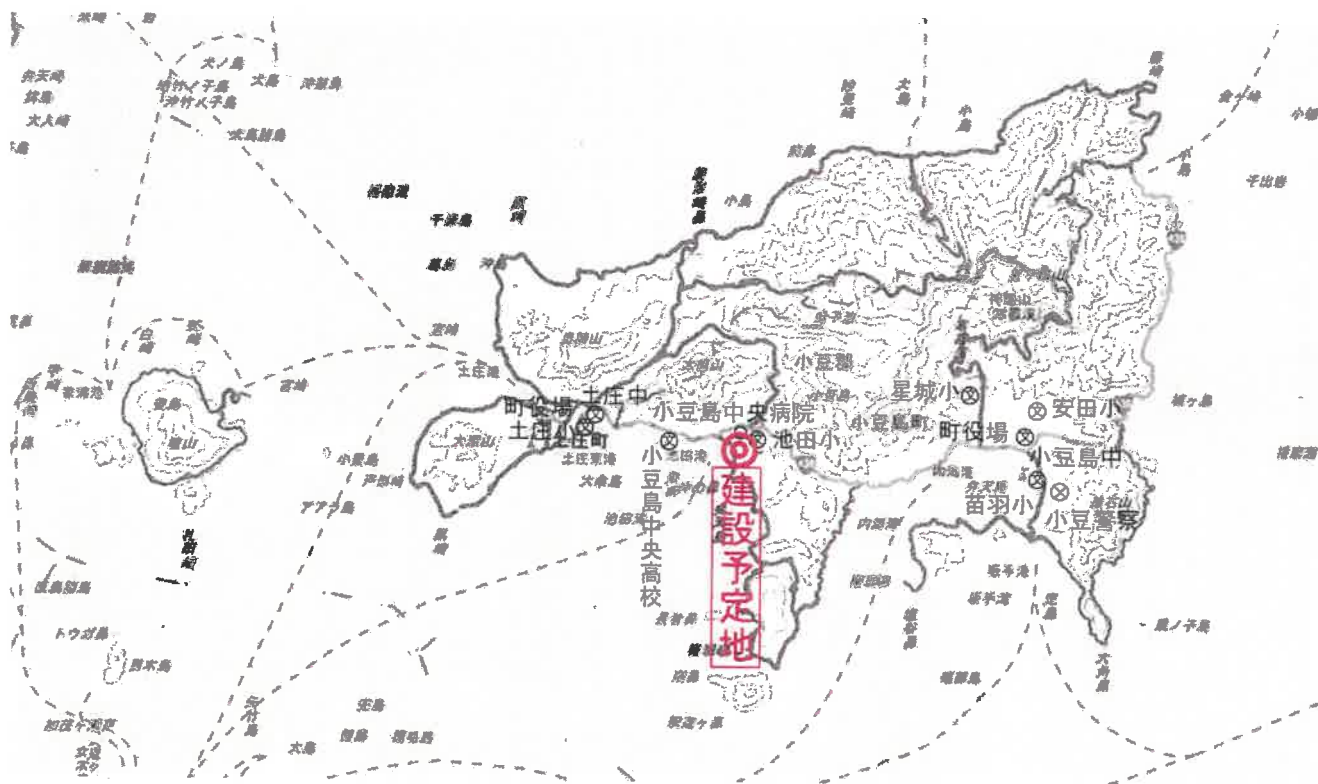
- 学校施設は、小豆地域特別支援学校の基本理念及び教育方針等（案）に基づき、教育目標を達成するため、効果的かつ効率的な管理運営を行う。
- 清掃、警備、保守点検等の業務委託を行い、コストの縮減が図られるようにする。
- 給食は、小豆島町立学校給食センターにおいて調理し、配送を受ける方式により実施する。
- 池田小学校との日常的な交流及び共同学習を行うため、池田小学校と施設の使用等に関し必要な調整を行い、適切な管理運営を行う。
- 限られた用地に学校を設置するため、隣接する池田小学校や周辺施設の協力を得て、体育館、グラウンド、プール、遊具等を借用し、教育を行う。

## 2 学校敷地等

校地（予定）

- ① 所在地：香川県小豆郡小豆島町池田字迎地 1776 他
- ② 面積：A 建設予定地 約 2,381 m<sup>2</sup>  
A+B 保護者等の駐車場や生徒の作業学習（園芸）用の農園、緑地等を確保するため、建設予定地の西側宅地との隣接境界線までを校地とする場合 約 2,909 m<sup>2</sup>
- ③ 全体位置図、付近拡大図

### 全体位置図



※ この地図は、地理院地図の一部を加工し使用したものである。

付近拡大図



### 3 施設基本計画（主なものを記載）

#### (1) 施設計画

##### ① 建物位置及び構成

- 池田小学校との共同利用、相互利用等の交流が円滑に行えるよう建物位置を検討する。
- 周辺住宅との音や日照、プライバシー等に配慮した位置関係を検討する。
- 校舎は、できる限り低層（3階以下）の建物として計画する。
- 車椅子の児童生徒や来校者が円滑に移動できる施設となるよう配慮する。
- 安全管理のため、2方向以上から敷地外に出られるように通用門を整備する。
- スクールバスからの乗り降りは、安全かつ円滑に行えるよう、主出入口付近に車回しを設けるとともに、降雨時の乗降に配慮する。

##### ② 各教室の配置

- 普通教室は、学部ごとにまとめて、同階に配置する。
- 小学部普通教室は、1階に配置する。
- 小学部普通教室、中学部普通教室は、採光を確保するとともに、テラス（バルコニー）で教室のマット類、児童生徒の衣類等の簡単な物干しを行うため、全て南面に配置する。
- 中学部学習室のうち1室と自立活動室は、隣接に配置する。
- 植物栽培等の学習や洗濯物の物干し等に使用するため、屋外作業テラス（バルコニー）を設ける。

##### ③ 管理部門の配置

- 事務室は、来校者管理などの安全面に配慮するため、建物主出入口に隣接して配置する。
- 保健室と医療的ケア室・静養室は隣接配置させ、緊急車両等への迅速な搬送ができる位置に配置する。
- 配膳室は、給食の搬入を考慮して1階に配置し、簡易な流し台、作業台等を設置する。また小豆島町立学校給食センターの給食車両の動線にも配慮する。

##### ④ 共用部等の配置

- 建物内の主たる廊下は、車椅子がすれ違いできる有効幅が確保できるよう考慮する。
- 建物内の円滑な移動を考慮し、エレベーターは主出入口に近接して設ける。
- 階段は、2方向への避難が出来るように、2箇所に設ける。

##### ⑤ 児童生徒の生活環境

- 囲障は、目隠しフェンス等で隣接する民家へ配慮する。
- 飛出し防止、転落防止のため敷地四方を囲い、前面道路側に正門を設け、校内への出入りを制限する。ただし、池田小学校への往来に留意する。
- 壁、階段の両側等には、伝い歩き用の手摺を設置する。
- 教室の出入口は、引き戸とし、車椅子・ストレッチャーの通行幅を確保する。

##### ⑥ 屋外スペース

- 香川県公共施設緑化基準に基づき、できる限り敷地面積の20%以上の緑化に努める。

##### ⑦ 連絡通路

- 池田小学校との日常的、継続的な交流及び共同学習に伴い、相互の施設を一体的に利用するため、渡り廊下の設置を検討する。



## ⑧ 環境への配慮

太陽光発電パネル等の環境に配慮した施設や設備については、予算や費用対効果を考慮の上、可能な限り設置に努めるものとする。

## ⑨ 造成計画

今回の計画は、東側の池田小学校との日常的、継続的な交流及び共同学習を行うため、渡り廊下で繋ぐことを考えると、計画敷地の標高は池田小学校の敷地と同じレベルまで上げて造成をすることが望ましいと考えられる。渡り廊下による接続については、事業主体である県が基本設計までの間に小豆島町や池田小学校、水利組合等の関係者と協議し、実施する場合は造成工事で考慮する必要がある。

## ⑩ 排水計画

既存水路については、本敷地への進入や敷地内での安全性の確保のため改修が必要と考える。東側、北側水路は農道も含めて敷地造成と同時に進行すべきであるが、南側水路については、町道（宮の浦線）の拡幅工事と併せて行うことが望ましい。

なお、南西の隅にある敷地内水路については、用途廃止の必要がある。

水路への排水等については、基本計画の策定後に事業主体である県が、水路の他目的使用や用途廃止、付替え、床版設置等について地元土地改良区や水利組合等と協議する。

## (2) 構造計画

特別支援学校という用途を考慮して耐震性能と耐火性能を確保するために鉄筋コンクリート構造とする。

## (3) 設備計画

### ① 電気設備

環境負荷の少ない材料及び機器を積極的に採用する。

高効率及び省電力長寿命型機器を積極的に採用し、省エネルギー化を図る。

### ② 機械設備

#### ・ 空調設備

空調は、体温調節ができない児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒の体調に応じたこまめな室温調節が必要であることから、個別空調できる設備とする。特に、保健室、医療的ケア室、自立活動室やランチルーム、集会室等として多人数で使用する多目的室等は、使用頻度が高いので個別空調を考慮する。

#### ・ 給水設備

給水引き込み管は、南側道路部分より引き込みとする。

給水設備は同時使用率、断水等を考慮して受水槽を設置し、加圧給水方式とする。

#### ・ 排水設備

排水設備は、合併処理浄化槽を設置し、排水路に放流する。

## (4) 防災設備

### ① 耐震安全性の確保

・ 施設の構造体については、学校としての耐震安全性（Ⅱ類）を確保する。

### ② 災害時安全性の確保

・ 2階以上については、避難用滑り台を設置する。滑り台を用いての避難については、

小豆島東消防署と協議し、了承を得ている。

### ③ 避難安全性の確保

- ・ 特別支援学校の特殊性に配慮し、災害時にスムーズな避難・誘導が行えるよう空地や池田小学校グラウンドへの避難誘導が行える計画とする。

## (5) ユニバーサルデザイン計画

### ① 安全性への配慮

- ・ 児童生徒の身体特性や動作特性、行動特性を踏まえ、移動時、施設利用時、緊急時、非常時の安全性を確保する。

### ② 使用性、操作性への配慮

- ・ 操作しやすい器具の選定を行い、車椅子の方などが極力支障なく利用できるようにする。

### ③ 分かりやすさへの配慮

- ・ 知的障害のある児童生徒の特性を踏まえ、サインなどに「わかりやすさ」や「心地よさ」に配慮したデザインとし、視認性の高いサインとする。

### ④ 到達性への配慮

- ・ 移動空間に段差を無くし、廊下階段に手摺を設置し、上階への移動は、車椅子対応のエレベーター設置とする。

## 4 事業化計画

### (1) 建物概算事業費

約7億7千万円 ～ 約8億3千万円（池田小学校への連絡通路を含む。）

※ 用地取得、設計、造成工事等に係る費用は、含まない。

#### 【主な整備内容】

- 構造  
鉄筋コンクリート造 2階建又は3階建
- 延床面積  
約1,800㎡
- 教室関係  
普通教室6室（小学部4、中学部2）、学習室3室（小学部1、中学部2）、多目的室、プレイルーム、図書室、生活訓練室、自立活動室、進路指導室
- 管理室関係  
職員室、事務室、応接室、保健室、医療的ケア室・静養室、その他（教材庫、倉庫、生徒更衣室、職員更衣室等）
- トイレ関係  
小学部、中学部、身体障害者用、職員・来客用
- 避難等共用スペース関係  
玄関、玄関ホール、廊下・階段、エレベーター等
- 給食関係  
配膳室

